

週刊朝日 1/18

日本は、世界の金融機関の資本比率を規制する「バーゼル規則」を実現するため、規制当局が監視する銀行の監査報告書を公表する。規制当局は、監査報告書に記載された監査結果をもとに、各銀行の監査報告書を公表する。

（左）規制当局による監査報告書の監査結果を公表する。規制当局は、監査報告書に記載された監査結果をもとに、各銀行の監査報告書を公表する。

遺言がないと、相続人は自らの手で被相続人の財産と債務を一から調べ上げなければならない。この作業は困難を極めるが、乗り越えないといふ遺産分割協議に進めない。前出の灰谷さんが指摘する。「ご主人が亡くなつたとき、

奥さんが全財産をもれなく把握しているというケースはまずありません。いちばんまずいのは、被相続人が一人暮らし始めたときです。遠くに住んでいる子どもや親族が財産の額を調べるのは、本当に大変です」

調べればいいのだろう。「誰もがまず思いつくのは、家の中で通帳などを探すということでしょうが、最近はやりのネットバンクには通帳がありません。貸金庫に預けてある可能性だってある。家に残された金融機関のカレンダーなどもビン

## ⑥ 全財産の地道に探し当てていくしかない 把握 金融機関のカレンダーなどにヒントが

不動産コンサルタントの  
通帳が見つかればラッキーだが……

（右）規制当局による監査報告書の監査結果を公表する。

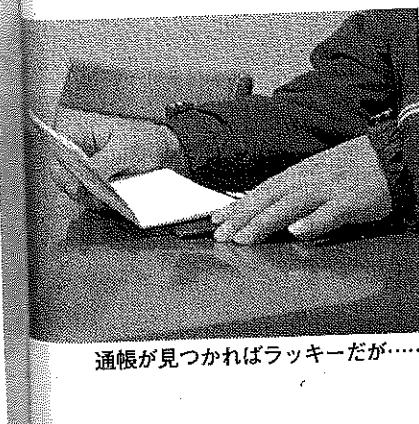
（左）規制当局による監査報告書の監査結果を公表する。

（右）規制当局による監査報告書の監査結果を公表する。

売中 定価650円(税込)

日本ではすべての金融機関の預貯金を、一気に調べを算出しなければならない。評価額をめぐつて、相続人同士が争いになることが多い。「争族」を避けるためには、被相続人が生前に、それぞれの相続人に与える不動産の評価額まで示しておくことが必要だ。

不動産コンサルタントの  
通帳が見つかればラッキーだが……



通帳が見つかればラッキーだが……

# 週刊朝日 1/8

倉橋隆行さんは、こんなケ  
ースを経験したという。

ある地主が、長男に自宅  
を継がせる代わりに、次男  
には、自宅近くの150坪  
の土地を渡そうとした。そ  
れを次男に告げると、  
「こんな土地いらないよ。  
裏が墓じやないか。これを  
売つて、マンションでも買  
つてほしい」  
と言わされたそうだ。

「子どもの考え方と親の考  
え方は往々にして異なりま  
す。親が生きているうちに、  
すり合わせをしておきまし  
ょう」（倉橋さん）

「うちは預貯金も不動産も  
ないから関係ない」という  
相続人にも危険は潜む。万  
月以内に全財産を把握し、  
相続放棄の手続きをしなけ  
れば、負債を背負わされて

しまう。

さらに、相続税を払わな  
ければいけない場合、申告  
期限までに遺産分割の話が  
まとまらないと、相続人は

相続財産から税金を払えず、  
自分の預貯金を充てたり、  
借金したりしないといけな  
くなってしまう。そうした  
事態を避けるためにも、遺  
言書や財産目録はしっかりと  
準備しておこう。

税制も、二次相続でもめ  
やすいようにできている。  
たとえば父が死亡し、母  
が相続財産を取得した際、  
「配偶者の税額軽減の特  
例」を利用すると、「配偶者  
の法定相続分に対応する財  
産」または「1億6千万円」  
のいずれか多い額までは、  
相続税がゼロになる。

二次相続ではもう配偶者の  
特例を使えませんから、納  
税額が高くなります

このため、一次相続と二  
次相続の間に、何らかの相  
続税対策を講じておく必要  
があるという。

「もしくは一次相続の時点  
から、二次をふまえた相続  
税対策をするのです。配偶  
者に財産を多く取得させた  
ほうがいいのか、子や孫に  
多く取得させ、二次相続の  
相続税を軽減したほうがい  
いのか、といった検討が必  
要です」（長谷川さん）

亡くなった場合は相続人は  
子どもだけになり、一次相  
続で母が取得した多額の財  
産に対しても相続税がかかる。  
母に多く財産を取得させた  
ほうが、納税額が少なくな  
ります。しかし、次に母が  
亡くなった場合は相続人は  
もめないために、そして  
相続税を多く取られないた  
めにも、二次相続について  
も考えておきたい。